新型コロナウイルス感染症の影響による 保険料の減免について

■ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った 世帯や同感染症の影響により事業収入など(事業、不動産、山林、給与)の減少が見込まれる 世帯を対象に保険料の減免を受けることができます。

● 対象者

同感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が ● または ● に該当する世帯

- 1 死亡または重篤な状態となった場合
- ❷ 事業収入などが減少し、次の全てに該当する場合
 - ▼ 事業収入などの減少額が、前年収入の30%以上見込まれる世帯
 - ▼ 前年の事業収入などに伴うもの以外(年金等)の合計所得が400万円以下の世帯
 - ▼ 前年の合計所得が1,000万円以下の世帯 ※国民健康保険・後期高齢者医療保険 に限り適用

(※前年所得額がマイナスの場合は対象保険料を算出することができないため対象となりません)

● 対象となる期間の保険料

- ① 納期限が、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に設定されている保険料
- ② 令和3年度分保険料であって、令和3年度末に資格を取得したこと等により 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料

● 申請期間

上記の対象者 ● ② いずれの場合も、令和5年3月31日まで 令和4年中の収入が確定する前でも、収入見込額での申請が可能

● 申請に必要なもの

- ▼ 申請者(納付義務者)の本人確認書類(免許証や保険証のコピーなど)
- ▼ 主たる生計維持者の令和3年収入が確認できる書類
 - 例)確定申告書の控えや源泉徴収票など
- ▼ 主たる生計維持者の令和4年収入(見込額)が確認できる書類 例)令和4年1月から申請月までに係る帳簿や給与明細書など
- ▼ 主たる生計維持者の事業廃止や失業の場合は、その事実が確認できる書類
 - 例)廃業届出済証明書、雇用主からの失業証明書、離職票など

国民健康保険・後期高齢者医療保険に関するお問合先 長沼町役場 税務住民課 国保年金係

☎76-8013

介護保険に関するお問合先 長沼町役場 保健福祉課 介護支援係

☎ 82-5555